

令和3年9月28日決定

対象事業者の皆様（飲食事業者を除く）

沖縄県新型コロナウイルス対策本部  
本部長 玉城 康裕

経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間内における施設への要請及び協力依頼  
について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

国による緊急事態が令和3年9月30日をもって終了することが政府対策本部で決定されたところですが、本県においては緊急事態措置終了後の期間を「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」とし、令和3年10月1日から31日までの沖縄県対処方針を策定しましたので、下記のとおり要請への御協力を賜りますようお願いいたします。

#### 記

- 1 実施期間 令和3年10月1日（金）～10月31日（日）
- 2 対象施設（新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設のうち以下の施設）
  - (1) イベント関連施設等又はイベントを開催する場合がある施設
    - ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
    - ・ 集会場又は公会堂
    - ・ 展示場又は貸会議室
    - ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
    - ・ 運動施設、遊技場
    - ・ 博物館、美術館
  - (2) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設
    - ・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く、又ネットカフェ、漫画喫茶等で夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外）
    - ・ 生活必需物資を除く物品販売業を営む店舗
    - ・ 生活必需サービスを除くサービス業を営む店舗
- 3 2の対象施設に対する要請又は協力依頼について【沖縄県全域】

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による要請【法第24条第9項】

- ① 全国的な移動を伴うイベントまたは大規模イベント（1,000人超）については、県に事前相談すること（県が求める要請を満たさない場合は延期・中止を求めることがある）
- ② イベント開催にあたっては、感染防止策を講じた上で収容率と上限人数（※）どちらか小さい方を限度に開催すること。  
※収容率は大声での歓声・声援等がないことを前提とするもので100%以内、  
大声での歓声・声援等が想定されるもので50%以内  
上限人数は5,000人以内
- ③ 入場者の管理・整理誘導等を徹底すること
- ④ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置を講じること（特にフードコート）
- ⑤ 手指の消毒設備の設置、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員に対するPCR等検査の勧奨
- ⑥ 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- ⑦ 入場者へマスクの着用徹底の呼びかけ
- ⑧ マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
- ⑨ ゲームセンターやスポーツクラブ等の遊戯施設では入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと

(2) 法によらない働きかけとしての協力依頼

- ① 映画上映、イベント開催の場合は21時までの時短の働きかけ
- ② イベント開催以外の場合は20時までの時短の働きかけ

※法によらない働きかけの場合、協力金の支給はありません。

大規模施設等に対する協力金に関する問い合わせ先

商工労働部感染防止経営支援課 TEL 098-917-2872

問い合わせ先

【緊急事態措置に関して】

新型コロナウイルス感染症等対策

本部総括情報部総括情報班

TEL 098-866-2014 FAX 098-861-2888